

人事行政の運営等の状況について

平成 2 7 年

山 北 町

目 次

1	職員の任免及び職員数等に関する状況	1
	(1) 職員数の状況	1
	(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由	1
	(3) 年齢別職員数の状況	2
	(4) 職員数の推移	2
	(5) 採用者の状況	3
	(6) 昇任制度の概要と級別実施状況	4
	(7) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況	4
	(8) 退職者の状況	5
	(9) 再任用の状況	5
	(10) 外郭団体等への管理職の再就職の状況	5
	(11) 身体障害者及び知的障害者の任用状況	5
2	職員の給与の状況	6
	(1) 人件費の状況	6
	(2) 職員給与費の状況	6
	(3) ラスパイレス指数の状況	7
	(4) 一般行政職員給料表の状況	7
	(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	8
	(6) 職員の初任給の状況	8
	(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	8
	(8) 一般行政職の級別職員数の状況	9
	(9) 昇給の実施状況	10
	(10) 高齢層職員の昇給停止制度の概要	10
	(11) 職員の手当の状況	10
	(12) 特別職の報酬等の状況	13
	(13) 旅費の概要	13
	(14) 公営企業職員の状況	14
3	勤務時間その他の勤務条件	15
	(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要	15
	(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況	15
	(3) 特別休暇の概要と取得状況	15
	(4) 介護休暇の概要と取得状況	16

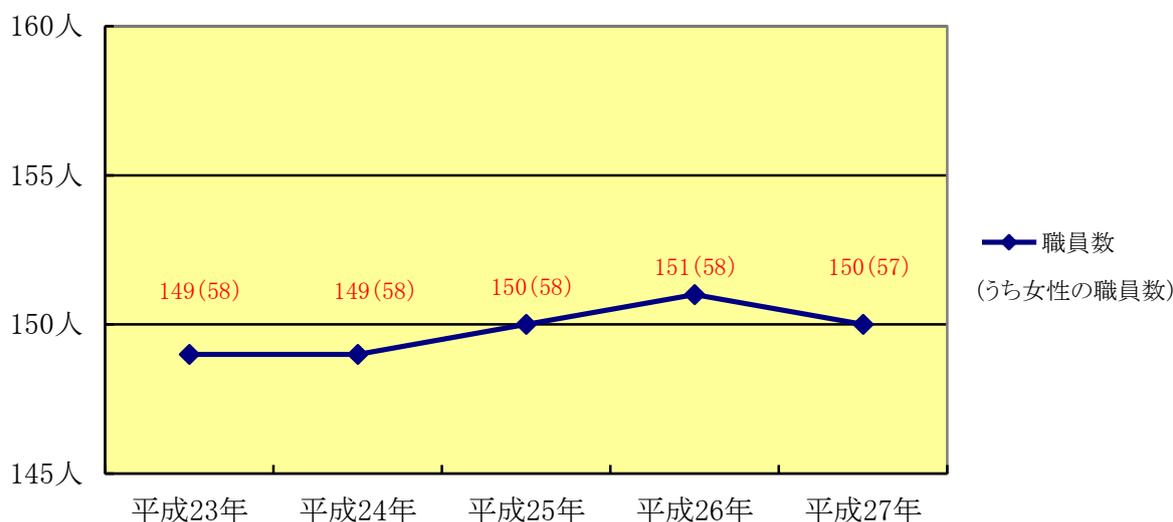
(5) 病気休暇の概要と取得状況	16
(6) 職員の育児休業の概要と取得状況	17
(7) 安全衛生管理体制の整備状況	17
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	18
5 職員のサービスの状況	19
(1) サービスに関する基本原則の概要	19
(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況	19
(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況	19
(4) 在籍専従退職制度の概要と許可の状況	20
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	20
(1) 人材育成基本方針の概要	20
(2) 研修方針と実施状況	21
(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要	23
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	24
(1) 共済組合の概要	24
(2) 公務災害補償の概要と実施状況	25
(3) 職員の健康診断等の概要	25
(4) その他厚生制度の概要	25
8 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）	26
(1) 苦情処理制度の概要	26
(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況	26
(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	26

山北町人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員数の状況

(各年4月1日現在)



(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

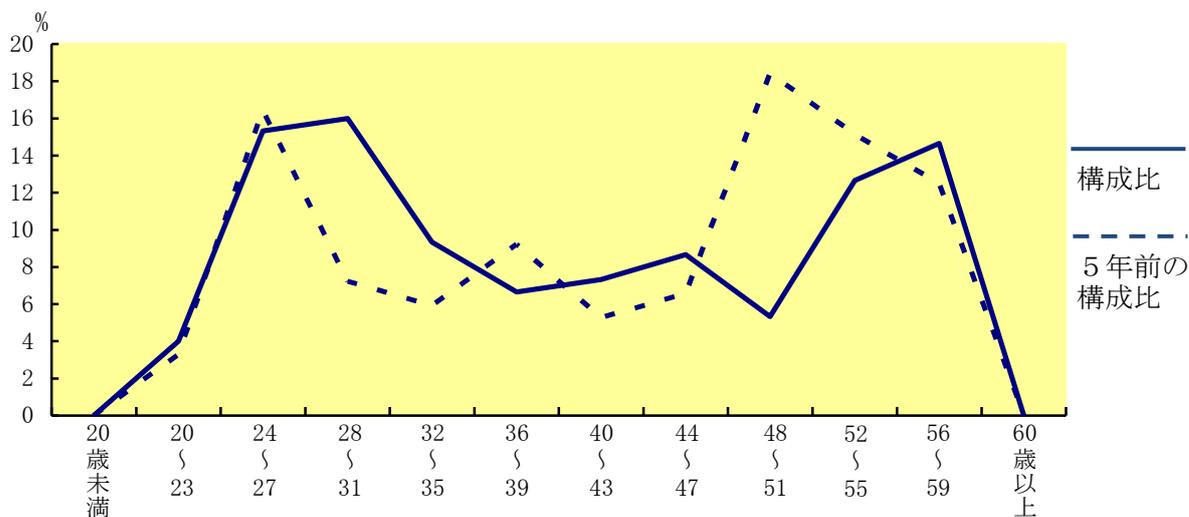
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	
		総務	39	40	△1
		税務	8	8	
		民生	25	26	
		衛生	13	12	
		農林水産	9	8	1
		商工	5	5	
		土木	10	9	1
	計	111	110	1	
	教育部門	26	28	△2	
小計	26	28	△2		
公会 営計 企業 業門 等	水道	4	4		
	下水道	3	3		
	その他	6	6		
	小計	13	13		
合計		150	151	△1	平成26年度中に7名の職員が退職しましたが、平成27年4月に6名の採用を行いました。

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 企業等会計部門のその他とは、国民健康保険、介護保険の職員です。

(3) 年齢別職員数の状況

①年齢別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	23人	24人	14人	10人	11人	13人	8人	19人	22人	0人	150人

②全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

	平成27年	平成26年
平均年齢	40.5歳	40.9歳

(注) 職種別の平均年齢は「2(5)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況」に記載しています。

(4) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	111	109	110	111	110	111	0 (0%)
教育	29	28	27	26	28	26	△3 (△10.34%)
公営企業等 会計計	12	12	12	13	13	13	1 (8.33%)
合計	152	149	149	150	151	150	△2 (△1.31%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(5) 採用者の状況

①職種別・採用方法別職員数

一般行政職、保育士、幼稚園教諭などの試験による採用を行っています。

1次試験は筆記試験及び作文、2次試験は個人面接を主な内容としています。

(単位：人)

	平成26年度			平成25年度		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	2 (1)	—	2 (1)	4 (0)	—	4 (0)
保育士・幼稚園教諭	2 (1)	—	2 (1)	1 (1)	—	1 (1)
保健師	1 (1)	—	1 (1)	0 (0)	—	0 (0)
管理栄養士	1 (1)	—	1 (1)	—	—	—
計	6 (4)	—	6 (4)	5 (1)	—	5 (1)

(注) 1 ()内は、女性の採用者数であり、内数です。

2 臨時・非常勤職員は含みません。

②採用試験の実施状況

(単位：人)

年 度	職種区分	受験者	1次試験合格者	最終合格者	倍率
平成 26年度	一般行政職	108 (24)	50 (9)	2 (1)	54 (24)
	保育士・幼稚園教諭	5 (4)	4 (3)	1 (1)	5 (4)
	保健師	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	管理栄養士	4 (3)	4 (3)	1 (1)	4 (1)
	計	118 (32)	59 (16)	5 (4)	64 (30)
平成 25年度	一般行政職	204 (57)	70 (20)	4 (0)	51 (0)
	保育士・幼稚園教諭	2 (2)	2 (2)	1 (1)	2 (2)
	保健師	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	管理栄養士	— ()	— ()	— ()	— ()
	計	206 (59)	72 (22)	5 (1)	42 (59)

(注) 1 平成26年度は平成26年度・平成27年度採用職員の試験です。

2 ()内は、女性の該当者数であり、内数です。

(6) 昇任制度の概要と級別実施状況

各級において、次の昇任基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。

級	職名	昇任基準	昇任職員数	
			平成26年度	平成25年度
2	主事・技師・保育士、教諭・保健師・看護師・栄養士	1級在職2年以上の者で、かつ、勤務成績が良好なもの	11 (2)	6 (4)
3	主任主事・主任技師・主任保育士・主任教諭・主任保健師・主任看護師・主任栄養士	2級在職5年以上の者で、かつ、勤務成績が良好なもの	4 (0)	7 (3)
4	主査	3級在職4年以上の者で、かつ、勤務成績が良好なもの	2 (0)	1 (1)
5	副主幹・副技幹	高度な知識経験を有し、かつ、勤務成績が良好なもの	4 (2)	2 (0)
6	専任主幹・主幹・技幹	高度な知識経験を有し、勤務成績が良好なもの	3 (0)	4 (2)
7	課長・担当課長	高度な知識経験を有し、勤務成績が良好なもの	3 (0)	5 (1)
8	参事	高度な知識経験を有し、勤務成績が良好なもの	2 (0)	0 (0)
計			29 (4)	25 (11)

(注) () 内は、女性の昇任職員数であり、内数です。

(7) 転任(人事異動)制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

(単位：人)

	参事級	課長級	主幹級	その他	合計
平成26年度	0	1	7	19	34
平成25年度	0	6	9	19	34

(8) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合

勸奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職する場合

自己都合退職：本人の都合により退職する場合

その他：死亡による退職等

事由別退職者の数

(単位：人)

	定年	勸奨	自己都合	その他	計
一般行政職	4 (2)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	7 (4)
うち管理職	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
技能労務職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
うち管理職	—	—	—	—	—
計	4 (2)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	7 (4)
うち管理職	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)

(注) () 内は、平成25年度の状況です。

(9) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

山北町では、平成26年度1名の採用実績があります。

(10) 外郭団体等への管理職の再就職の状況 (平成26年度)

(単位：人)

再就職先	他の地方公共団体	特定地方独立行政法人	外郭団体	非営利団体 (他の項目に該当する者を除く)	営利企業 (他の項目に該当する者を除く)
再就職者数	0	0	0	0	0

(注) 1 平成25年度中に退職し、平成26年度中に再就職した職員数です。

2 外郭団体とは、住宅供給公社、土地開発公社、道路公社、山北町が資本金又は基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

3 自己都合退職、分限・懲戒免職等による退職者を除きます。

(11) 身体障害者及び知的障害者の任用状況

法定雇用率 2.3%	平成26年度 1.40%	平成25年度 1.40%
------------	--------------	--------------

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成 26 年度	人 11,314	千円 4,636,897	千円 22,857	千円 1,224,623	% 26.4
平成 25 年度	人 11,480	千円 5,159,541	千円 56,264	千円 1,180,678	% 22.9

(注) 一般会計とは、水道事業会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計予算)

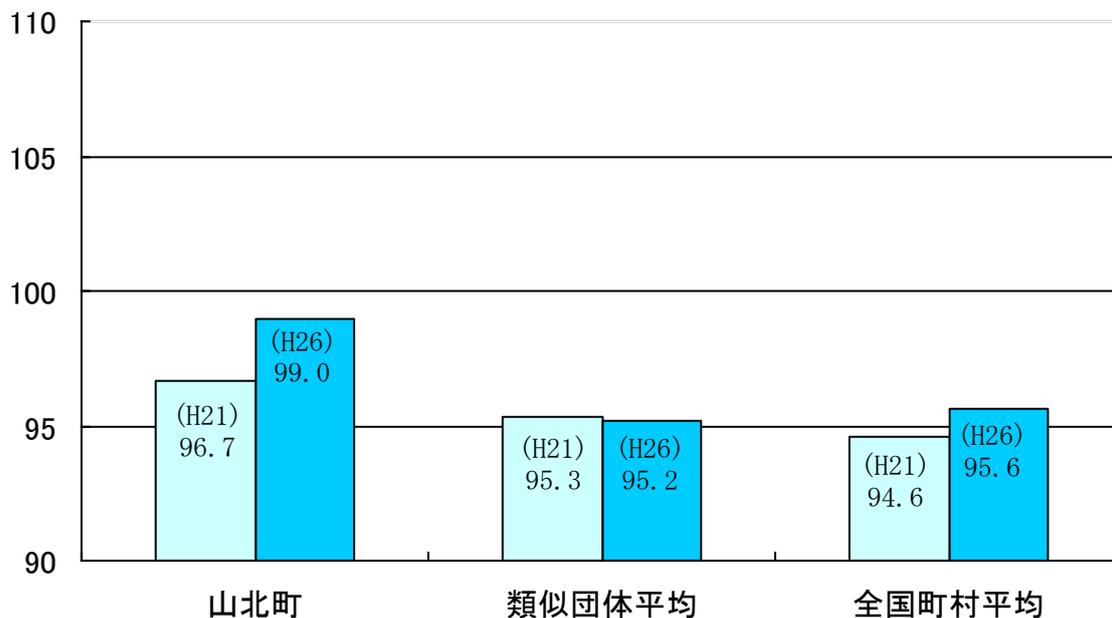
職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27 年度	人 139	千円 496,499	千円 94,771	千円 184,468	千円 775,738	千円 5,581
平成 26 年度	人 138	千円 498,045	千円 82,637	千円 176,933	千円 757,615	千円 5,490

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数及び給与費は、各当初予算に計上された人数及び額です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 一般行政職給料表の状況 (平成27年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
最高号給の給料月額	244,900	301,900	347,700	378,700	388,700	405,900	442,600	466,300

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成27年4月1日 現在	平均給料月額	300,316円	282,926円
	平均給与月額	327,197円	312,162円
	平均年齢	40.4歳	57.6歳
平成26年4月1日 現在	平均給料月額	303,200円	280,600円
	平均給与月額	329,635円	310,190円
	平均年齢	40.0歳	56.6歳

(注) 1 平均給料月額は、平成27年4月における職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

2 平均給与月額は、平成27年4月における給料等と職員手当（期末手当・勤勉手当・退職手当を除く）の合計額を職員数で除したものです。

(6) 職員の初任給の状況

区 分		平成27年4月1日	平成26年4月1日
一般行政職	大学卒	175,900円	173,900円
	高大卒	147,900円	145,900円
技能労務職	高大卒	135,400円	133,100円
	中校卒	123,900円	121,600円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	249,200円 (252,200)	299,200円 (303,800)	351,100円 (357,000)
	高校卒	215,600円 (214,600)	266,300円 (270,200)	307,200円 (312,100)
技能労務職	高校卒	円 ()	円 ()	円 ()
	中学卒	180,900円 (178,500)	219,000円 (218,900)	247,200円 (247,200)

(注) 1 ()内は平成26年4月1日現在の状況です。

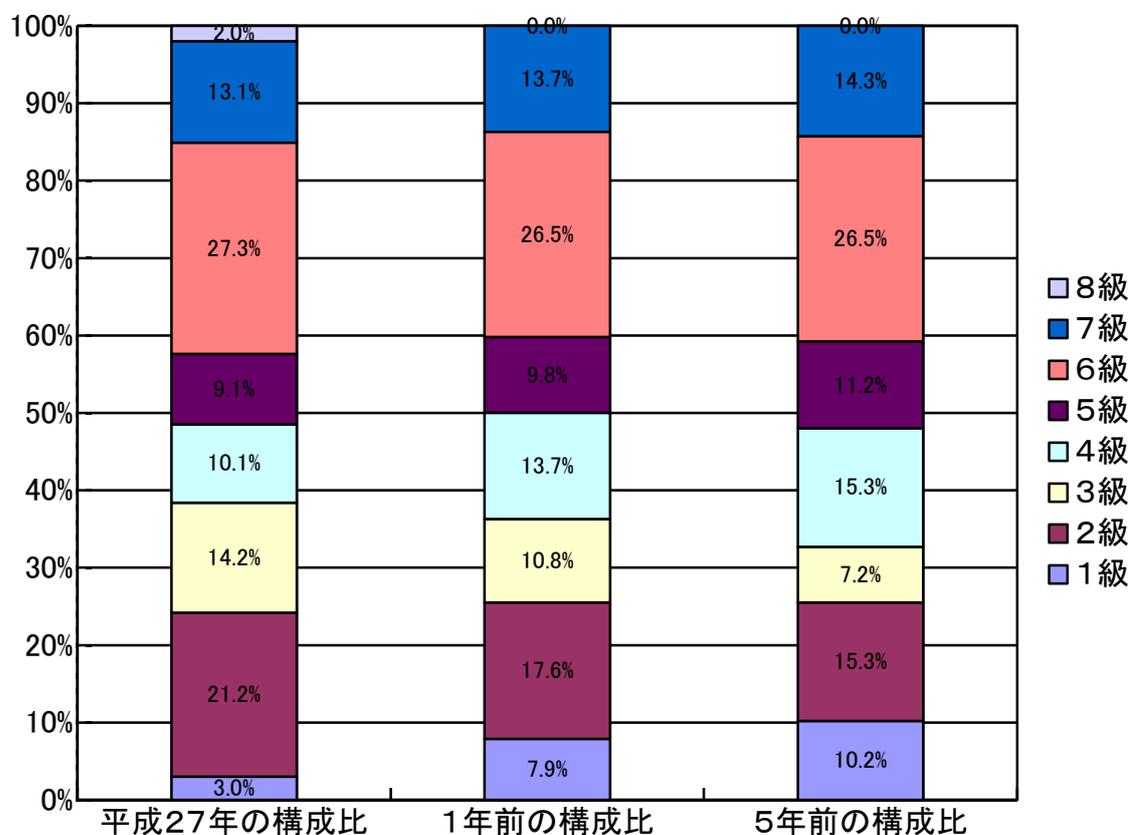
2 経験年数とは、職員として採用された、採用後の年数をいいます。

3 該当する職員がない場合は、空欄となっています。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	平成27年4月1日現在		平成26年4月1日現在	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補、技師補	3	3.0	8	7.9
2級	主事、技師	21	21.2	18	17.6
3級	主任主事 主任技師	14	14.2	11	10.8
4級	主査	10	10.1	14	13.7
5級	副主幹、副技幹	9	9.1	10	9.8
6級	専任主幹、主幹 技幹	27	27.3	27	26.5
7級	課長・担当課長	13	13.1	14	13.7
8級	参事	2	2.0	0	0
計		99	100.0	102	100.0

- (注) 1 山北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 昇給の実施状況

職員の昇給は、原則として毎年1月1日を昇給日として、昇給日前12月の間良好な成績で勤務したときは規則で定められた範囲で昇給させることができます。これを普通昇給といいます。平成26年度は132人が普通昇給しました（平成25年度は131人）。

(10) 高齢層職員の昇給停止制度の概要

高齢層職員の昇給停止制度とは民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給停止する制度です。

職 種	昇給停止年齢	該当職員数	
		平成26年度	平成25年度
一般行政職	昇給停止：57歳以上	18人	18人
技能労務職	昇給停止：60歳以上	0人	0人

(11) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

山北町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額 (26年度一般会計決算) 1,332千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ()月分 ()月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ()月分 ()月分
(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし	(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

※空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成27年4月1日現在）

山北町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445	25.55625	勤続20年	20.445	25.55625
勤続25年	29.145	34.5825	勤続25年	29.145	34.5825
勤続35年	41.325	49.59	勤続35年	41.325	49.59
最高限度額	49.59	49.59	最高限度額	49.59	49.59
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり	192千円	22,600千円			
平均支給額					

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度一般会計決算）		16,306千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度一般会計決算）		116,471円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	3%	151人	0%

④特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度一般会計決算）		153千円	
支給1人当たり平均支給年額（26年度一般会計決算）		7,650円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		13.2%	
手当の種類（手当数）		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等衛生業務手当	感染症等衛生業務担当課職員	感染症等衛生業務	日額500円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人取扱担当課職員	行旅死病人取扱業務	死者の場合1件につき3,000円 病人の場合1件につき1,500円
動物死体処理手当	動物死体処理担当課職員	動物死体処理業務	1件につき500円
有害毒薬物取扱手当	有害毒薬物取扱担当課職員	有害毒薬物取扱業務	日額500円
特車運転手当	特車運転担当課職員	特車運転業務	日額250円

⑤時間外勤務手当

(一般会計決算)

支給実績 (26年度決算)	28,423 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	204 千円
支給実績 (25年度決算)	26,342 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	192 千円

⑥その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度一般会計決算)	支給1人当たり平均支給年額 (26年度一般会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 特定扶養の期間にある子 1人に対する加算額 5,000 円	同じ		12,105 千円	216,160 円
住居手当	自己所有住宅住居者 3,000 円 (新築または購入後5年間5,000円) 賃貸住宅住居者支給限度額 27,000 円	異なる	自宅に係る手当を支給	8,959 千円	131,750 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 限度額 55,000 円 交通用具使用者 片道2km以上から支給 2,000 円～(通勤距離に応じて支給)	異なる	交通用具使用者について通勤距離を細分化	8,946 千円	77,232 円
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の25%以内	同じ		9,424 千円	673,142 円
日直手当	日直勤務に従事したときに支給 1回につき 6,000 円	異なる	1回につき 4,200 円	747 千円	11,149 円

(12) 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	769,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	630,000 円	円/	円
報 酬	議 長	356,000 円	円/	円
	副 議 長	279,000 円	円/	円
	議 員	255,000 円	円/	円
期 末 手 当	町 長	(平成26年度支給割合)		
	副 町 長	4.05 月分		
議 長	議 長	(平成26年度支給割合)		
	副 議 長	4.15 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	769,000×在職月数×0.375 630,000×在職月数×0.250	13,842,000 7,560,000	任期毎 任期毎
	備 考			

※空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

(注) 1 町長・副町長の期末手当については、算出された額から20%・15%を減額して支給しています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(13) 旅費の概要

公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。

その支給内容の概要は次のとおりです。

鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	運賃等を支給しています。
宿泊料	宿泊を要する場合に支給しています。
食事料	船賃若しくは航空費のほかに、別に食費を要する場合に限り、支給しています。
支度料	外国へのお出張、赴任には、支度に要する費用を支給しています。

(14) 公営企業職員の状況

公営企業職員とは、水道、下水道等の公営企業に係る職員のうち、地方公営企業法の職員の身分取扱の規定が適用される職員を指します。山北町では水道事業の職員が該当します。

水道事業

①人件費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成 26 年度	千円 185,045	千円 9,437	千円 22,718	% 12.3
平成 25 年度	千円 157,404	千円 9,974	千円 24,129	% 15.3

②職員給与費の状況（予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27 年度	人 4	千円 12,056	千円 1,476	千円 4,363	千円 17,895	千円 4,474
平成 26 年度	人 4	千円 13,851	千円 1,827	千円 4,886	千円 20,564	千円 5,141

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

③職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（各年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
平成 27 年度	251,167	271,229	34.3歳
平成 26 年度	287,000	314,320	38.0歳

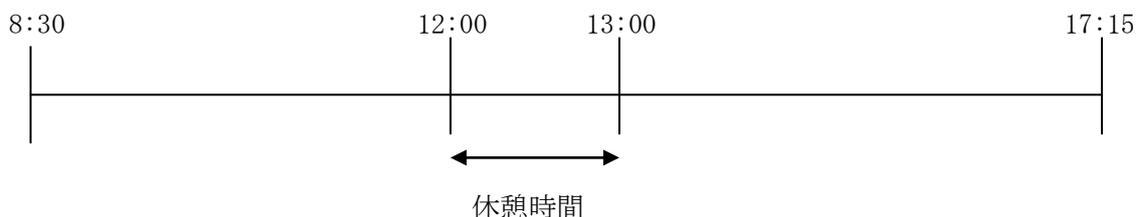
④職員の手当の状況

手当の種類及び支給割合については、「2(11)職員の手当の状況」に記載されている各表と同様です。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要

職員の勤務時間は8時30分から17時15分までの間で、休憩時間を除いた1日7時間45分、週38時間45分です。休憩時間は1時間となります。(平成26年4月1日現在)



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日から12月31日)

(単位：日)

平成26年の平均取得日数	平成25年の平均取得日数
7.6	8.0

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

内 容	期 間	取得者数 (人)	
		平成26年年度	平成25年年度
(1) 選挙権を行使する場合の休暇	※	0	0
(2) 証人等のために官公署に出頭する場合の休暇	※	0	0
(3) 骨髄提供のために検査、入院等をする場合の休暇	※	0	0
(4) ボランティアをする場合の休暇	5日	0	0
(5) 結婚をする場合の休暇	7日	4	1
(6) 女性職員の産前休暇	産前7週間	2	2
(7) 女性職員の出産休暇	産後8週間	2	2
(8) 子が1歳に達しない職員の育児休暇	30分×2回/日	0	0
(9) 小学校就学前までの子の看護休暇	1人につき5日	0	3

(10) 要介護者の介護のための休暇	5日 (10日)	0	0
(11) 男性職員の妻が出産する場合の休暇	3日	1	1
(12) 親族死亡のための休暇	1日～10日	12	20
(13) 父母の祭日 (法要) のための休暇	1日	0	0
(14) 夏季休暇	5日 (3日)	149	140
(15) 災害による住居復旧作業等による休暇	7日	0	0
(16) 災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	※	0	1
(17) 災害時の身体危険回避のための休暇	※	0	0
(18) 女性職員の生理休暇	2日	1	1
(19) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による休暇	※	0	0
(20) 女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	※	1	1

(注) ※は「必要と認められる期間」です。

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者数 (人)	
	平成26年度	平成25年度
介護休暇	0 (0)	0 (0)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数 (人)	
	平成26年度	平成25年度
病気休暇	3	5

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数（人）	
	平成26年度	平成25年度
育児休業	2（2）	3（3）
部分休業	0（0）	0（0）

(注) 1 () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

組織等	説明	平成27年		平成26年	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	1	1	1	1
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	8	8	8	8
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	1	1	1	1
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会。	1	1	1	1
安全委員会	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会。	0	0	0	0

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者

(単位：人)

処分事由	平成26年度				平成25年度			
	降任	降任	休職	降給	降給	降任	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0			0	0		
心身の故障の場合	0	0	0		0	0	2	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0	0		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0	0		
刑事事件に関し起訴された場合			0				0	
計	0	0	0	0	0	0	2	0

②懲戒処分者

(単位：人)

平成26年度				平成25年度			
免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種類	承認者数（人）	
	平成26年度	平成25年度
研修・講習を受ける場合	2	0
人間ドック受診	55	56
消防団等の公益活動に参加するための休暇	5	5
疾病による営業禁止	0	0

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数（件）	
	平成26年度	平成25年度
国勢調査指導員事務	0	0
その他	0	0
計	0	0

(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ職員団体（組合）の業務にもっぱら従事することができます。

（無給休職扱いとなります。）

平成25年度、平成26年度とも許可した事例はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

国の三位一体改革や個性ある行政運営による行政間の戦略競争により、かつてない厳しい行財政運営を余儀なくされている状況にあり、この厳しい状況を乗り越え、自立した行財政運営を確立するには、魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

このためには、有能な職員の育成を図り、個性豊かな魅力あるまちづくりの推進と町民サービスの向上を図る必要があり、「優秀な組織と人材を育成するための指針」として山北町人材育成基本方針を策定しました。

○求められる職員像

- ① 山北町の職員として使命と責任を自覚し、働くことに誇りと喜びを持つ職員
- ② 仕事への情熱と柔軟な思考力を持ち、活力ある職場づくりのために事務・事業の改善に取り組む職員
- ③ 専門的な知識を持ち、常に誠意ある態度で職務を遂行し、町民から信頼される職員
- ④ 広い視野と創造力、行動力を持ち、町民の立場に立って考え、町民とともにまちづくりを進める職員
- ⑤ 人権尊重の精神を貫き、人権を擁護することのできる人間性豊かな職員

○個性ある人材の育成

- ① 役場と仕事を変革できる職員
- ② 得意とする分野を持つ職員
- ③ 哲学・ポリシーを持つ職員
- ④ 政策を企画・立案し、実行できる職員

(2) 研修方針と実施状況

①研修方針

研修は、従事する人の成長度による階層別研修、行われる業務の種類による業務別研修、組織活動による目的別研修の3つに大きく分けられ、職員が現在、就いている職又は将来就くことが予測される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させるとともに、その他その遂行に必要な能力、資質等を向上させる目的で実施し、実施にあたっては、(公財)神奈川県市町村振興協会市町村研修センター、県西地域広域市町村圏協議会職員共同研修分科会及び西部広域行政協議会などが行う研修に、積極的に参加させ、事務能力の向上と実力発揮のための研修を行っています。

②実施状況 (平成26年度)

【階層別研修】

研 修 名	受 講 者	実 施 日
新採用職員共同研修 (研修センター)	新採用職員 5人	4月・10月 5日間
プレゼンテーション研修 (西部広域行政)	主事級の職員 9人	5月 2日間
コーチング研修 (研修センター)	主幹級の職員 3人	10月・11月 2日間
民法共同研修 (西部広域行政)	主事級・主任主事級の職員 5人	8月 2日間
行政法研修 (西部広域行政)	主任主事級・主査級の職員 4人	8月 2日間
地方自治の現状と法 (研修センター)	主査級の職員 4人	8月 3日間
マネジメント研修 (研修センター)	課長級の職員 3人	10月・11月 2日間
水防講習会 (県土整備局)	新採用男性職員 3人	1月 1日間

【基本・専門研修】

研 修 名	受 講 者	実 施 日
法制執務研修 (研修センター)	応募職員 3人	5月・6月 2日間
災害に関する危機管理研修 (研修センター)	応募職員 2人	4月・5月・6月 2日間
税務職員研修 (研修センター)	応募職員 4人	6月・8月・10月 4日間
用地担当職員研修 (研修センター)	応募職員 3名	7月 5日間
メンタルヘルス研修 (研修センター)	応募職員 1名	12月 1日間
財務事務研修 (研修センター)	応募職員 4人	9月 3日間
行政争訟法研修 (研修センター)	応募職員 1人	9月 3日間
情報セキュリティ研修 (研修センター)	応募職員 3人	9月・11月 1日間
住民との協働 (研修センター)	応募職員 2人	5月 2日間 6月 2日間 7月 2日間
簿記研修 (研修センター)	応募職員 2人	10月・11月・1月 3日間
神奈川県西部広域行政協議会	応募職員 2研修会 計2人	1月・2月 1日間
技術講習会 (都市整備技術センター・県土整備局)	応募職員 1講習会 計1人	5月 1日間
防火管理者講習会 (日本防火・防災協会等)	応募職員 3講習会 計4人	7月・9月・2月 2日間
情報研修 (研修センター)	応募職員 2人	10月・12月 2日間

【目的別研修】

研 修 名	受 講 者	実 施 日
職員人権研修 (町事業)	全職員対象 94人	10月

(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要

職員の能力・成果を重視し、公正で納得性の高い人事評価制度を現在試行実施しています。将来はその結果を人事異動、昇任、昇給等に反映していきます。

【評価内容】

○能力・意欲評価

- ① これからは職員一人ひとりが、目標、方針や考え方を明確にし、相手を説得あるいは納得させる力が重要になってくる。そのためには、まず自分の存在を「見える」ようにしているかどうかを評価。
- ② 能力をもっているかどうかではなく、どのように行動しているかを評価。
- ③ 新しい事態や困難な環境の中で、いかに積極的に行動しているかを評価。

○成果評価

当該年度において取り組む課題目標・人材育成目標を設定し、その達成度を成果として評価。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成27年4月1日現在)

(1) 共済組合の概要

山北町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合（ホームページアドレスは <http://www.kanagawa-kyosai.jp/> ）に加入します。

（幼稚園教諭等の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。）

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

①短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

②長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金には、基礎年金（国民年金に相当）と共済年金（民間サラリーマンの厚生年金、企業年金に相当するもの）があります。

○ 共済年金

退職共済年金	職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給（支給開始年齢の特例あり）
障害共済年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
障害一時金	軽度の障害の状態退職したときに支給
遺族共済年金	組合員が死亡したときに支給

○ 基礎年金

老齢基礎年金	職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	組合員が死亡し、18歳未満の子を有している場合に支給

③福祉事業

福祉事業としては、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成など
宿泊事業	あり
貯金事業	給料天引きにより積立
貸付事業	普通貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイの代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける、など

（２）公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

		平成26年度		平成25年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	1	0	0	0
	補償件数	1	0	0	0
公務上の災害	新規認定件数	1	0	1	0
	補償件数	1	0	1	0

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

（４）その他厚生制度の概要

町には職員相互の親睦及び資質の向上を図ることを目的とした、職員等で組織された「山北町職員親和会」があり、会員の会費、町からの補助金により運営しています。

8 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

（1）苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

（2）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

（平成26年度）

（単位：件）

年度当初 係属件数	新規要求 件数	処理件数					年度末 係属件数
		要求認容	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

（3）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

（平成26年度）

（単位：件）

年度当初 係属件数	新規申立 件数	処理件数					年度末 係属件数
		処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0